

## 『定年再考』（2008年6月発行）の表記の変更について

雇用保険の基本手当の日額等の変更（平成20年8月1日適用）に伴いまして、下記のとおり本文中の表記を変更いたします。

●134～139頁「資料12 60歳台前半の在職老齢年金－高年齢雇用継続基本給付金 早見表」

(1)みなし賃金月額（最下段）の「451,800」円を「449,400」円に読み替えてください。

(2)138～139頁において、みなし賃金月額449,400（修正後）と賃金月額280,000から賃金月額335,000までの支給額および年金停止額の値を、下記の表の数値（網かけ部分）に読み替えます。

賃金月額(円)		280,000	285,000	290,000	295,000	300,000	305,000	310,000	315,000	320,000
449,400	支給額	37,296	34,029	30,740	27,494	24,210	20,954	17,670	14,427	11,136
	年金停止額	14,915	14,915	9,686	9,686	9,686	9,686	6,937	4,457	4,457

賃金月額(円)		325,000	330,000	335,000
449,400	支給額	7,865	4,620	0
	年金停止額	4,457	0	0

(例)賃金月額280,000、みなし賃金月額449,400の場合、支給額38,472を37,296に、年金停止額15,385を14,915に読み替える。

以上